

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
別表（第2条関係）		行政財産使用料の基準		行政財産使用料の基準	
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	外径が 0.15メー トル未満 のもの 外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの 外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの 外径が 0.4メー トル以上	(略)	新潟市部 新潟市以 外の市部 町 村 部
			38		34
			51		45
			100		90
			250		220
			290		260
			130		120
			320		290
			720		650

1メートル未満のもの	1,400	1,400	新 潟 市 部	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	新 潟 市 部	新 潟 市 以 外 の 市 部	町 村 部	510
	630	1,100	850					
外径が1メートル以上のもの	1,300	2,200	新 潟 市 部	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	新 潟 市 部	新 潟 市 以 外 の 市 部	町 村 部	750
	580	960	450					
(略)								
備考 (略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料については、なお従前の例による。

